一般財団法人農政調査委員会　定款

第１章　総　則

（名称）

第１条　本財団は、一般財団法人農政調査委員会（英文名 Agricultural Policy Research Committee,Inc.）と称する。

（事務所）

第２条　本財団は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第２章　目的および事業

（目的）

第３条　本財団は、内外の食料・農業・農村の問題に関する調査研究を行い、もって、わが国の食料・農業・農村に関する政策の推進及び国民の食と農に対する理解の促進に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）内外の食料・農業・農村に関わる問題及び政策に関する調査及び研究

（２）前号の調査及び研究に基づく国民的視点にたった政策提言

（３）前２号に関する成果の発表

（４）食料・農業・農村に関わる問題及び政策に関する情報・資料の収集及び提供

（５）食料・農業・農村に関わる問題及び政策に関するシンポジウム等の開催

（６）食料・農業・農村に関わる問題及び政策に関する相談及び助言

（７）前各号に関する図書、紙誌等の刊行

（８）その他本財団の目的を達成するために必要な事業

２　前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第３章　資産及び会計

（基本財産）

第５条　本財団の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産は、本財団の基本財産とする。

２　基本財産は、本財団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

（事業年度）

第６条　本財団の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第７条　本財団の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第８条　本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の付属明細書

（３）貸借対照表

（４）損益計算書（正味財産増減計算書）

（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号及び第４号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項各号の書類及び監査報告は、定時評議員会の日から５年間、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第４章　評議員

（評議員の定数）

第９条　本財団に、評議員６名以上１０名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第１０条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第１７９条から第１９５条までの規定に従い、評議員会において行う。

２　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

（１）各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものとすること。

イ　当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族

ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　当該評議員の使用人

ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ　ロからニまでに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

（２）他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　理事

ロ　使用人

ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①　国の機関

②　地方公共団体

③　独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人

④　国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同上第３項に規定する大学共同利用機関法人

⑤　地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人

⑥　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第４条第１５号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第１１条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第９条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第１２条　評議員に対して、各年度の総額が５００，０００円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給す

ることができる。

第５章　評議員会

（構成）

第１３条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第１４条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事の選任又は解任

（２）理事及び監事の報酬等の額

（３）評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）事業計画書及び収支予算書の承認

（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

（６）定款の変更

（７）長期借入金

（８）基本財産の処分の承認

（９）残余財産の処分

（１０）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１５条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、３月及び必要がある場合に開催する。

（招集）

第１６条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

３　前２項の場合において、理事長は、評議員会の開催日の５日前までに、評議員に対して、評議員会の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

（議長）

第１７条　評議員会の議長は、出席した評議員の互選により選出する。

（決議）

第１８条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任
（２）評議員に対する報酬等の支給の基準
（３）定款の変更
（４）長期借入金
（５）基本財産の処分の承認
（６）その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２２条第１項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（決議の省略）

第１９条　理事長が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第２０条　理事長が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第２１条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び会議に出席した評議員のうちから議長が指名した 1 名がこれに記名押印しなければならない。

第６章　役員

（役員の設置）

第２２条　本財団に、次の役員を置く。

（１）理事　５名以上８名以内
（２）監事　３名以内

２　理事のうち１名を理事長、１名を専務理事とする。

３　前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第２３条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　各理事について、当該理事及びその配偶者又は３親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。

４　監事は、本財団の理事又は使用人を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第２４条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本財団を代表し、その業務を統轄する。

３　専務理事は、理事長を補佐し、本財団の業務を執行する。

４　理事長及び専務理事は、毎事業年度に４カ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２５条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本財団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２６条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事又は監事は、第２２条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事の権利義務を有する。

（役員の解任）

第２７条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第２８条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給

することができる。

第７章　理事会

（構成）

第２９条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第３０条　理事会は、次の職務を行う。

（１）本財団の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）理事長及び専務理事の選定及び解職

２　理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

（１）　重要な財産の処分及び譲受け

（２）　多額の借財

（３）　重要な使用人の選任及び解任

（４）　従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

（５）　理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本財団の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

（開催）

第３１条　理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

２　通常理事会は、毎事業年度の６月、３月の２回開催する。

３　臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

（１）理事長が必要と認めたとき。

（２）理事長以外の理事から会議の目的である事項を示して、理事長に招集の請求があったとき。

（３）前号の請求があった日から５日以内に、その請求のあった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

（４）法令の定めるところにより、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

（招集）

第３２条　理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第３項第３号により理事が招集する場合及び前条第３項第４号により監事が招集する場合を除く。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面を

もって、開催日の５日前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。

４　前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）

第３３条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（決議）

第３４条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第３５条　理事長が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

（報告の省略）

第３６条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

２　前項の規定は、第２４条第４項の規定による報告には適用しない。

（議事録）

第３７条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第８章　顧問

（顧問）

第３８条　本財団の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により本財団に顧問を置くことができる。

２　顧問は、次の職務を行う。

（１）　理事長の相談に応じること

（２）　理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

３　第１項の顧問は、理事長が委嘱する。

４　顧問は、無報酬とする。

第９章　定款の変更及び解散等

（定款の変更）

第３９条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

２　前項の規定は、この定款の第３条、第４条及び第１０条についても適用する。

（解散）

第４０条　本財団は、一般法人法第２０２条に規定する事由によって解散する。

（残余財産の帰属等）

第４１条　本財団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議によって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

２　本財団は、剰余金の分配を行うことができない。

第１０章　補則

（公告の方法）

第４２条　本財団の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

（委任）

第４３条　この定款に定めるもののほか、本財団の運営について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める特例民放法人の解散の登記と、一般法人の設立登記を行ったときは、第６条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　本財団の最初の代表理事は、次に掲げる者とする。

吉　田　俊　幸

４　本財団の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

阿　部　　修	安　藤　光　義
小　澤　健　二	小田切　徳　美
黒　澤　賢　治	島　　家　時
野　村　一　正	三　輪　睿太郎
守　友　裕　一	渡　辺　好　明

附　則

改正後のこの定款は、平成２９年１月１日から施行する。

附　則

１．改正後のこの定款は、平成２９年１２月１日から施行する。

附　則

１．改正後のこの定款は、令和２年４月１日から施行する。